一般教育訓練給付大型特殊自動車講座

雇用保険の一般被保険者または一般被保険者であった方(注)が、厚生労働大臣指定のこの講座を受けますと、支払った教育訓練経費の2割に相当する額(上限10万円)をハローワークから支給されるもので、雇用の安定と再就職の促進を目的としております。



講座内容は適性検査1時限

第1段階技能教習 最低3時限 第2段階技能教習 最低3時限

卒業検定合格 で卒業証明書を発行します。

最低6時限の技能教習なら、

卒業検定も含めて最短5日での卒業が可能です。

運転免許センターでは、学科試験や技能試験はありませんし、視力などの適性試験合格で 即日免許証が交付されます。

大型特殊自動車は運転席が高く、建設機械のようにバケット操作もありますし、走行感覚は独特のものです。土木業や建設業などで活用できるほか、農家の方もトラクターの運転のために取得されています。除雪作業などの道路走行業務には必要です。

現有免許	教習料金	給付金対象金額	給付金支給予定金額	実質自己負担金額	10%
普通免許	¥92, 400	¥81, 400	¥16, 280	¥76, 120	税込

令和4年4月時点

教習料金には教習課程を最短で修了するために必要な料金が全て含まれております。 (補習料金や検定料金、写真代や証明書作成料は給付の対象になりません。) 詳しくは教習料金表をご覧下さい。当校ホームページにも掲載しています。

教育訓練修了後1カ月以内に、ご自身の住所を管轄するハローワークで給付金の支給申請 手続きが必要です。(期限を過ぎますと給付が受けられなくなります。)

(注) 受給対象者になるには条件があります。ご不明の方はハローワークにお問い合わせください。

ホームページはこちら → http://www.sanjo-ds.co.jp

三条市東大崎1丁目18-71





☎ (0256) 38−3808